明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六七）　一

〔**府令・省令**〕

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一〇）　二

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一〇）　二

〔**省　令**〕

○小売物価統計調査規則の一部を改正する省令（**総務**七八）　二

○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（**同**七九）　三

〔**告　示**〕

○除籍が滅失した件（**法務**四二七～四三一）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**四三二）　三

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**四三）　四

○建築士法施行規則の規定により登録学科試験として登録を更新した件（**国土交通**九七九）　四

○建築士法施行規則の規定により登録設計製図試験として登録を更新した件（**同**九八〇）　五

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準（**同**九八一）　五

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領（**同**九八二）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**九八三）　六

○浄化槽の型式の認定を更新した件（**関東地方整備局**三五八）　七

○道路に関する件（**北陸地方整備局**八九）　八

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の有効期間を更新した件（**近畿地方整備局**一七二）　八

〔**国会事項**〕

警察庁　八

〔**人事異動**〕

官庁事項　八

〔**叙位・叙勲**〕

官庁事項　八

〔**官庁報告**〕

社内検定認定公示（厚生労働省）　八

認定社内検定の名称及び対象職種の名称の変更に関する公示（同）　九

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示五）　九

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三〇

会社その他　三〇

府令

○内閣府令第六十七号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる府令の規定中「第二十二条第一項第六号」を「第二十二条第一項第八号」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の七の三第一項第一号及び第二号並びに第三十四条の二十三の二第一項第一号及び第二号

二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十六条の二の三第一項第一号及び第二号並びに第二十五条の五の三第一項第一号及び第二号

三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十九条の二第一項第一号及び第二号

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第九条の二第一項第一号及び第二号（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十号中「第四号、第七号並びに第八号」を「第三号、第五号、第九号並びに第十号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　財政融資資金の管理及び運用をし、並びに財政投融資計画の執行（財政融資資金の管理及び運用に該当するものを除く。）をする者

第十条第三項第一号中「第二十七号」を「第二十六号」に改める。

附　則

この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。